

新潟市高齢者あんしん連絡システム利用確約書

(あて先)新潟市長

利用者氏名 _____

あんしん連絡システムを利用するにあたり、次の事項について確約します。

番号	確認項目
1	あんしん連絡システムは、病気や事故などの緊急時にボタンを押すと受信センターに繋がり、親族等の協力員や介護保険事業者への連絡、必要に応じて委託業者や救急車の出動を要請するサービスであり、委託事業者から転倒した場合の介助など介護保険サービスに類するサービスの提供が無いことに同意したうえで、サービスの利用を希望します。
2	緊急通報を発し、受信センターからの連絡に応答できない場合は、協力員等の関係者の立ち入りを認めます。
3	機器を設置する際に発生した損害に係る賠償は求めません。 また、2により住宅への立ち入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その損害に係る賠償を求めません。
4	協力員がいる場合、緊急時等に対応してくれるよう、協力員から同意を得ています。
5	あんしん連絡システムの対象要件を満たさなくなった際は、機器の取外しに同意します。 ～対象要件を満たさない場合～ <ul style="list-style-type: none">・ 世帯要件が変更となったとき・ 介護保険施設、有料老人ホーム等の施設に入所したとき・ 入院や短期入所など何らかの理由で3ヶ月以上継続して不在となるか、不在となることが見込まれるとき・ 申請内容の虚偽又は不正により貸与を受けたとき・ 正当な理由なく利用者負担額を滞納し、支払いに応じないとき
6	電話回線を変更するときや、別の電話機をつけるときなどは、受信センターへ連絡します。 ※電話回線を変更すると、緊急通報等が正常に作動しなくなる場合があります。
7	故意または過失により機器が故障・破損等した場合は、その修理・交換等にかかる費用を負担します。

市記載欄

介護保険被保険者番号